

異議申出書

令和 4 年 12 月 25 日

東京法務局長 様

異議申出人 宮部龍彦

公証人法第 78 条 1 項により、次のとおり異議を申し出る。

第 1 異議申出人の氏名、住所及び電話番号

氏名 宮部龍彦
住所 〒252-0021
神奈川県座間市緑ヶ丘 6-1-23-102 号
電話 080-1442-9144

第 2 対象公証人の氏名及び事務所又は住所

氏名 萩原秀紀
事務所 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号
霞ヶ関公証人役場

第 3 異議の趣旨

対象公証人の懲戒処分を求める。

第 4 異議の理由

対象公証人は、異議申出人らが被告となっている裁判(現在、東京高等裁判所令和 4 年(ネ)第 1895 号事件として、審理中である。以降「当該裁判」という)に関連し、当該裁判の原告らの代理人弁護士の嘱託により、本異議申出書添付の次の公正証書(以降「当該公正証書」という)を作成した。

- ・令和 4 年第 139 号 事実実験公正証書 令和 4 年 10 月 3 日作成

・令和 4 年第 166 号 事実実験公正証書 令和 4 年 11 月 7 日作成

当該裁判原告らは、自らが「被差別部落出身者」であることを主張し、そのことを根拠として異議申出人らに対して損害賠償請求等を行っているものである。当該公正証書は、明らかに当該裁判原告らをして「被差別部落出身者」と証明する趣旨のものである。

表題は「事実実験公正証書」であるが、それぞれ最初の頁に「被差別部落の出身者」という文言があり、単に土地だけでなく近親者との地縁・血縁の関係で「被差別部落出身者」を認定する趣旨のもので、単に事実実験ではなく、近世の被差別身分に類するものを認定するものである。当該公正証書の趣旨は、近世の「穢多人別帳」と全く変わりがない。

当該公正証書は、被差別身分の廃止を定めた、明治 4 年 8 月 28 日太政官布告第 449 号「穢多非人ノ称ヲ廃シ身分職業共平民同様トス」(いわゆる「解放令」)に違反しており、憲法 14 条第 1 項にも違反している。

対象公証人は現憲法下で絶対に許されない、被差別身分を創出する行為を行った。この非行は甚だしいものであり、これを認めれば、他の公証人や民間人が、誰かを被差別身分と認定する行為が横行することになり、現憲法が定める、全ての国民が法の下に平等であるという前提が崩壊する。

以上の理由から、対象公証人に対して相当な懲戒処分を求める。

以上